

令和3年6月10日 美郷町農業委員会会議録

令和3年6月10日午後3時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	木村とも子
6番	佐々木定廣	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	16番	鈴木敏夫
9番	井関一良	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は次のとおり

2番 加藤 堅之助

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 19号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第 4 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 7 議案第 23号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第 8 議案第 24号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後3時50分本委員会の閉会を告げた。

令和3年6月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年6月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後3時
4. 閉 会 午後3時50分
5. 議事録署名委員 5番 奥山秀治
6番 佐々木定廣

●議 長 それでは、ただ今から令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、5番、奥山委員、6番、佐々木委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第18号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第18号、申請番号15番から17番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号15番、仙南地区の田5筆、5,494㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。4月総会の基盤強化法で〇〇〇さんと、〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売却された農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。申請番号16番、仙南地区の田6筆、9,883㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。前回総会の基盤強化法で〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売却された農地です。理由は申請番号15番と同じです。

申請番号17番、仙南地区の田3筆、10,039㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。前回総会の基盤強化法で〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売却された農地です。受人は6年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。

申請番号15番から17番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第18号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号15番から17番まででございますが、親族案件もありますので、まずは、申請番号15番、16番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 4番委員 申請番号15番、16番についてお伺いいたします。両案件の受人の経営面積が同じですので、説明をお願いします。
- 庶務班長 両案件は、受人の氏名は違いますが、同一世帯ですので、農地法上での経営面積は同じとなります。
- 4番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号15番、16番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号15番、16番については、原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号17番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後3時5分

- 議 長 それでは、申請番号17番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号17番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号17番については、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後3時5分

- 議 長 それでは、日程第2、議案第18号については、原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第19号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第19号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第19号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、六郷地区の畑1筆、99㎡、申請人は○○○さんです。家族が増え、車の台数が増えたことから車庫の建築を計画しました。面積は車庫53.71㎡、通路・雪捨て場・緩衝地45.29㎡です。総事業費○○○円で全額自己資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定しております「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の

敷地の面積の二分の1を超えないもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、4ページに位置図、5ページに配置図、6ページに平面図、7ページに立面図、8ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第19号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。
- 11番委員 申請番号1番について調査の報告をいたします。5月30日午前9時頃、高橋秀行委員とともに申請人宅を訪問し、現地を確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第19号については、原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第20号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第20号、申請番号5番から6番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号5番、千畑地区の畑2筆、71㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地の隣地の宅地は受人の所有となっております。当該地の外側は水路となっており、土砂の流出を防止するための措置を講じるため転用するものです。当該地はすべて緩衝地です。総事業費〇〇〇円、全額自己資金で、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定しております「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに配置図、12ページに公図を添付しております
申請番号6番、千畑地区の畑1筆、285㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。農機具格納庫の老朽化により新築を計画しました。面積は農機具格納庫59.49㎡、通路・雪捨て場・緩衝地225.51㎡です。総事業費〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は農用地区域内農地で農地法第5条第2項ただし書きにあります「農用地区域内にある農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途の中で軽微な変更該当し、農業用施設に供するため農地以外のものにするときは、この限りでない」に該当すると判断しております。この案件の詳細については、13ページに位置図、14ページに配置図、15ページに平面図、立面図、16ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第20号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。
- 7番委員 申請番号5番について調査の報告をいたします。5月31日午前10時頃、奥山委員と事務局職員とともに、渡人、受人立ち会いのもと現地を確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。
- 15番委員 申請番号6番について調査の報告をいたします。6月2日午後1時30分頃、渡人宅を訪問し現地を確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号5番と6番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番と6番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番と6番については、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第20号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第21号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第21号について、申請番号56番から63番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
 始めに所有権移転です。
 申請番号56番、六郷地区の田2筆、2, 107㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から遠方にあり、耕作不便のため、経営規模拡大している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況は資料1ページのとおりです。すいませんが訂正をお願いします。1ページの右下の認定年月日が平成となっておりますので、令和に訂正をお願いします。受人は農機具一式を所有しております。
 申請番号57番、千畑地区の畑1筆、1, 010㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は将来を見据え農地を徐々に減らしたいことから、経営規模拡大している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況は資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、糶摺りは委託しております。
 申請番号58番、六郷地区の田14筆、11, 999㎡、渡人は〇〇〇さんと〇〇〇さんの共有、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売買するものです。渡人の負債整理のため、売買価格は総額〇〇〇円です。買い受け予定者は〇〇〇さんで、

引き渡し時期は8月24日を予定しております。

続きまして、貸借権設定で、全て再設定です。

申請番号59番、仙南地区の田5筆、畑3筆、計15,800.53㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号60番、千畑地区の田6筆、8,884㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号61番、千畑地区の田2筆、6,173㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は申請番号60番と同じです。

申請番号62番、千畑地区の田3筆、3,466㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況は資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号63番、千畑地区の田3筆、8,367㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況は申請番号62番と同じです。

申請番号56番から63番までの8件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第21号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号56番から63番まででございますが、申請番号62番、63番は本人案件ですので、まずは、申請番号56番から61番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号56番から61番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号56番から61番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号62番、63番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後3時20分

- 議 長 それでは、申請番号62番、63番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号62番、63番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号62番、63番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後3時21分

●議 長 それでは、日程第5、議案第21号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第6、議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第22号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第22号について、申請番号155番から180番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号155番から180番までについては、農地中間管理事業による貸借権設定です。期間は本年7月1日から令和13年6月30日までの10年間です。

申請番号155番、仙南地区の田3筆、3,197㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号156番、仙南地区の田9筆、畑2筆、計20,236㎡、出し手は○○○さんです。総額○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号157番、千畑地区の田5筆、4,435㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号158番、仙南地区の田15筆、22,229㎡、出し手は○○○さんです。総額○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号159番、千畑地区の田6筆、10,335㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号160番、千畑地区の田3筆、8,130㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円で、受け手は○○○さんです。

申請番号161番から180番までの受け手は○○○さんです。

申請番号161番、六郷地区の田1筆、1,000㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。

申請番号162番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田5筆、計8,344㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。

申請番号163番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田15筆、計9,718㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。

申請番号164番、六郷地区の田7筆、5,658㎡、出し手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。

申請番号165番、千畑地区の田27筆、六郷地区の田21筆、計42,201㎡、出し手は○○○さんです。総額○○○円です。

申請番号166番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田31筆、計36,724㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号167番、六郷地区の田2筆、1,215㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号168番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田1筆、六郷地区の畑1筆、計5,232㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号169番、六郷地区の田2筆、5,707㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号170番、六郷地区の田2筆、2,909㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円です。

申請番号171番、千畑地区の田16筆、六郷地区の田7筆、計32,567㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号172番、六郷地区の田9筆、23,962㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号173番、千畑地区の田6筆、六郷地区の田12筆、計22,417㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号174番、六郷地区の田12筆、畑1筆、計7,922.07㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号175番、千畑地区の田2筆、4,725㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号176番、六郷地区の田12筆、畑1筆、計11,204㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号177番、六郷地区の田5筆、5,110㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号178番、六郷地区の田16筆、畑3筆、計29,310㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号179番、六郷地区の田4筆、6,016㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号180番、千畑地区の田3筆、六郷地区の田4筆、計11,394㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円です。

申請番号155番から180番までの26件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第22号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号155番から180番までの26件でございますが、申請番号155番、156番は本人案件ですが本人欠席ですので、申請番号全ての審議を行います。
- 議 長 それでは、申請番号155番から180番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号155番から180番までについ

ては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号155番から180番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第22号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第7、議案第23号農業委員会事務の実施状況等の公表についてを上程し議題とします。議案第23号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第23号について議案書をもとに朗読、説明 】

農業委員会事務の実施状況等の公表につきまして説明いたします。

この公表につきましては、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づくもので、毎年6月末までに町ホームページ等での公表が義務付けられているものです。

始めに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。

1ページは、農業委員会の状況ということで、令和3年3月31日現在の農業の概要や農業委員会の現在の体制を記載しております。一部データは平成27年農林業センサスの数値を引用しております。

2ページは、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。目標面積5,446haに対し、集積実績は5,270haで、達成率は97%でした。目標率は達成できませんでしたが、耕地面積に対する集積率は8割を超えており、高い集積率となっております。

3ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和2年度は1経営体の実績でありました。農地面積0.5haをブルーベリーの栽培に取り組んでおります。

4ページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。令和2年度は、遊休農地解消には至りませんでした。遊休農地解消見込みの農地がありましたが、交渉が進まず目的達成できませんでした。

5ページは、違反転用への適正な対応で、令和2年度は該当ありませんでした。

6ページから7ページまでは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1の農地法第3条に基づく許可事務は、46件の申請があり、総会での審議を経て、すべて許可をしております。

2の農地転用に関する事務は、農地法第4条及び第5条の基づく処理件数が27件ありました。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、41法人から報告書の提出を受けております。

4の情報の提供等は、賃借料情報について令和3年1月に令和2年中の実績をもとに取りまとめたものを3月広報で公表しております。調査対象賃貸借件数は955件です。また、農地の権利移動等の状況は、総会后、掲示板にて公告しております。調査対象権利移動等件数は1,552件です。農地台帳の整備については、全国農地ナビにおいて公表しております。

8ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特にありませんでした。また、事務の実施状況の公表等は、議事録についてホームページに公表しております。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。

9ページは、令和3年4月1日現在の農家・農地等の概要や農業委員会の現在の体制を記載しております。こちらにも一部農林業センサスの数値を引用しております。

10ページは、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、現在の集積率は80.70%と高くなっており、目標値としては新規集積面積を158haとしております。また、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1経営体を目指しております。

11ページは、遊休農地に関する措置ですが、今年度こそは遊休農地の解消を目標に努力してまいります。また、農地パトロールを実施しながら遊休農地の早期発見に努める計画となっております。次に、違反転用への適正な対応ですが、農地パトロールを実施して、指導等の対応をしていく計画となっております。以上です。

●事務局長 補足説明としまして、平成28年度に施行された改正農業委員会法で、農地利用最適化推進委員が新設されましたが、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率が70%以上の市町村は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことが可能となっており、説明のとおり、当町はその要件を満たしております。

●議 長 議案第23号について、事務局より説明が終わりました。議案第23号について質疑、意見等ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。

●議 長 毎年この時期に転作確認が行われています。こういう時期でないと、荒れた農地の場所との区別がつきにくいと思いますので、皆さん大変でしょうが、担当地域の農地に気を配っていただくことで遊休農地の解消に繋がりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議 長 それでは、日程第7、議案第23号については、原案のとおり承認し公表することにご異議ありませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第23号については、原案のとおり承認し公表いたします。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時39分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時40分

●議 長 それでは、日程第8、議案第24号美郷農業振興地域整備変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。議案第24号について事務局より説明願ひます。

●庶務班長 【 議案第24号について議案書をもとに朗読 】

農政課職員 今回、農業振興地域整備計画の変更として、除外申請2件の申し出がありました。

資料の1ページに一覧がありますが、1番につきましては、転用事業者が〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇さんです。申請地が〇〇〇、申請面積が326㎡、地目が畑、変更後の用途が一般住宅となっております。2番につきましては、転用事業者、土地所有者ともに〇〇〇さんです。申請地が〇〇〇、申請面積が55㎡、地目が田、変更後の用途が墓地となっております。

詳細につきましては、1番について6ページをご覧いただきたいと思えます。農振法第13条第2項各号の要件を検討した表でございます。そして7ページから9ページまでは、見取図、現況写真、周囲の状況図でございます。それでは、6ページについてご説明いたします。

要件の第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由についてですが、申請者は現在生家に間借りして居住している状態です。親子3人で住むための住宅の新築を希望しているということで、面積326㎡については住宅の敷地として妥当な規模と判断しております。ほかに検討した土地については、申請者の希望に沿う場所が見つからなかったということです。ちなみに、当該地番については、売地に出されていた土地ということです。要件の第2号から第4号までについては、それぞれ記載のとおり支障がないものと判断しておりますので、説明は割愛させていただきます。第5号については該当しておりません。

続きまして、2番についてですが、10ページをご覧いただきたいと思えます。こちらについては、墓地ということですが、〇〇〇、538㎡のうち55㎡の除外ということです。そして11ページから13ページまでは、見取図、現況写真、それから周囲の状況図でございます。

それでは、10ページについてご説明いたします。

要件の第1号、理由についてですが、こちらは、県営ほ場整備事業鎌田南谷地地区となり、その事業の施行に伴い、現在の墓地が区画形状等に支障となることから、墓地の移転をするものです。墓地の面積として55㎡は妥当なものとして判断しております。ほかに検討した土地については、〇〇〇、〇〇〇となりますが、宅地内などで用地の確保が難しく、申請箇所に移転したいという希望でございます。要件の第2号から第4号までについては、先ほどと同様、記載のとおり支障がないものと判断しております。第5号については該当しておりません。以上で説明を終わります。

●議 長 議案第24号について説明が終わりました。それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

16番委員 現況写真に、撮影の日付を入れることはできないでしょうか。現況写真について、何か月以内とかの規定はないのでしょうか。

農政課職員 撮影日については、今後記載させていただきます。写真の時期の規定はございません。

16番委員 転用の関係もあり、いつ撮られた写真か分かった方が良いので、よろしくお

願います。

1 番委員 ちなみに、今回の写真の撮影日は分かりますか。
農政課職員 はっきりした日には今すぐ分かりませんが、4月中の受付でしたので、その後の撮影でございます。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時48分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時49分

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。よって議案第24号については、意見の答申ですが、許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第24号については原案のとおり許可相当の意見を附して答申いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和3年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後3時50分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年6月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 奥 山 秀 治

議事録署名委員 佐々木 定 廣